

令和5年4月3日

## グループ会社内でのお客様の非公開情報の共有について

BNPパリバ証券株式会社

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行 東京支店

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

ご高承のとおり、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号、以下、「業府令」といいます。）及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針が改正され、令和4年6月22日付けで施行されました（以下、「本改正」といいます。）。そして、本改正に伴い「上場企業等」<sup>1</sup>であるお客様を対象とした新オプトアウト方式<sup>2</sup>が創設されました。BNPパリバ証券株式会社（以下、「BNPパリバ証券」といいます。）、ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店（以下、「BNPパリバ銀行東京支店」といいます。）及びBNPパリバ・アセットマネジメント株式会社（以下、3社を総称して「当社等」または「当社グループ」といいます。）は、上場企業等のお客様の非公開情報について下記の条件に従って新オプトアウト方式に基づく授受をさせて頂くことと致しましたので、本開示によってお知らせします。お客様におかれまして、新オプトアウト方式に基づく情報の授受の停止をご希望される場合、お手数ではございますが、下記のお申し出窓口までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

---

<sup>1</sup> 「上場企業等」とは、業府令第123条第1項第18号に掲げる（1）上場会社等及びその子会社等、（2）上場しようとする株式会社及びその子会社等、（3）有価証券報告書を提出している者及びその子会社等、並びに（4）一定の適格機関投資家及びその子会社等のいずれかに該当する法人をいいます。

<sup>2</sup> 「新オプトアウト方式」とは、業府令第153条第1項第7号及び8号に基づき、上場企業等が、そのオプトアウト（共有を望まない場合に親子法人等への非公開情報の提供の停止を求めること）に応じて非公開情報の提供が停止されることとなっている旨を容易に知り得る状態に置かれているときは、証券会社等は、当該上場企業等の同意を要せず、当該上場企業等がオプトアウトするまでは、その親子法人等との間で当該上場企業等に係る非公開情報の授受を行うことが認められるという情報共有の方式です。

なお、当社等は、お客様の個別の同意を得た場合には、下記の条件とは異なる条件により、新オプトアウト方式に基づく情報の授受を行うことがございます。

当社等では、本改正より前からいわゆる **Need to Know** 原則及び社内規程に基づき、情報の機密性、非公開情報の管理に関して必要な措置を講じております。また、お客様の利益が不当に害されることのないよう法令に基づく利益相反管理体制、パブリック部門・プライベート部門間の情報遮断措置を講じており、今後ともかかる態勢に変更はございません。

### 1. 新オプトアウト方式の対象となるお客様の範囲

新オプトアウト方式は、BNPパリバ証券及びBNPパリバ銀行東京支店のお客様のうち、「上場企業等（注2）」に該当するお客様に適用されます。但し、上場企業等に該当するお客様であっても、当社グループ会社間におけるお客様に関する非公開情報の共有について、既にお客様から書面による同意（本改正前から認められていた従前のオプトアウト方式に基づくみなし同意を含み、包括同意及び一部同意を含みます。以下、同じ。）を得ている場合、また、将来お客様から書面による同意を得た場合は、当該お客様は、本お知らせに係る新オプトアウト方式による情報共有の対象とはなりません。情報共有に関する書面による同意を既に頂いているお客様及び今後同意を頂くお客様につきましては、当該同意が変更されない限り、お客様に関する非公開情報の当社と当社のグループ会社との共有は当該同意に従って行います。

### 2. 当社グループ内で授受を行う非公開情報の範囲

BNPパリバ証券株式会社またはビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店が現在までに知りえたお客様に関する非公開情報（過去の取引の内容、取引の予定、取引時期等の業府令第1条第4項第12号に定める「非公開情報」を指します。以下、「非公開情報」といいます。）及び将来において知りうるお客様に関する非公開情報。

### 3. 非公開情報の授受を行う当社グループの範囲

BNPパリバ証券株式会社、ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店及びBNPパリバ・アセットマネジメント株式会社となります。

#### 4. 非公開情報の授受の方法

当社グループ内での非公開情報の授受は、口頭、書面、Eメール、データベースへのアクセス付与その他の方法によります。

#### 5. 提供先における非公開情報の管理の方法

お客様に関する非公開情報の提供先である当社グループ内の会社においては、アクセス制限を設けることその他の方法により、非公開情報が不正にアクセスされたり、用いられたりしないよう非公開情報の管理に関して必要な措置を講じるものと致します。

#### 6. 非公開情報の利用目的

日本国内のBNPパリバ・グループ会社が連携を強化し、グループとしての総合力を活かし、お客様に対して質の高い商品・サービスを提供すること、並びにお客様により良いサービスを継続的にご提供できるよう、グループとしての統合的な業務運営及び経営管理等の適切な遂行をすることをお客様の非公開情報の利用目的とします。

#### 7. 当社グループ内での非公開情報の授受を停止した場合における当該非公開情報の管理方法

お客様が、当社グループ内でのお客様に関する非公開情報の授受の停止を求めた場合、当社は新たに、当社グループ内の他の会社との間でお客様に関する非公開情報の授受を致しません（但し、内部管理に関する業務、オペレーション業務や電子情報処理組織の保守・管理を行うために必要な情報等業府令により情報授受規制の対象外とされている情報授受については、この限りではありません）。但し、当該グループ会社が受領済みのお客様の非公開情報については、当該グループ会社は、引き続き適切な管理をした上で情報を保有し、当該非公開情報を利用して今後も取引の勧誘等を行うことがあります。

#### 8. 情報の授受・共有の停止についてのお申し出

お客様に関する非公開情報につき、お客様に関する非公開情報を当社グループ内で授受し、共有させて頂くことにご同意されない場合は、お申出により当社グループ内での情報の授受・共有を停止致しますので、お客様を担当しております営業員にご連絡下さい。

[お申し出先]

オプトアウト担当窓口

メールアドレス：[japan.isa@asia.bnpparibas.com](mailto:japan.isa@asia.bnpparibas.com)

住所：〒100-6741 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー